

学校関係 各位

次の通り実技試験の減免対象者が変更される予定ですので、ご承知おきください。

● 2級・3級実技試験の減免対象者について

- ・学生（大学夜間学部や高校定時制などを除く）は、原則として、減免の対象外となります。
- ・減免の対象年齢が、35歳未満から 25歳未満に変更されます。
- ・大学夜間学部や高校定時制等の学生で、減免を受ける方は、学生証と併せて、受検者本人の 雇用保険被保険証等の写しの提出が必要となります。

● 3級の学割は、引き続き適用されます。

● その他 神奈川県ホームページにも変更予定について掲載されています。

技能検定について - 神奈川県ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/ginoukentei/ginoukentei.html>

受検予定者に減免対象者がいる場合は、受検者本人の雇用保険被保険証等の写しをお早めにご準備ください。

提出がない場合は、減免できませんのでご注意ください。